

財 関 第 1 2 6 4 号
平成 19 年 9 月 27 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 20 号)の一部の施行に伴い、関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)等の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 10 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 特例法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号)の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(記載要領の一部改正)

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号)の一部を次のように改正する。

1. 別紙 4 - 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

2. 別紙様式 M - 322 号の次に別紙 4 - 2 を加える。

第 5 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号)の一部を次のように改正する。

1. 別紙 5 - 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

2. 別紙様式 N - 139 号に別紙 5 - 2 を加える。

第 6 関税法基本通達等の一部改正について(平成 19 年 9 月 20 日財関第 1207 号)の一部を次のように改正する。

別紙 8 - 13 及び別紙 8 - 15 をそれぞれ別紙 6 - 1 及び別紙 6 - 2 のように改める。